

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第3条第1項中「第7条まで、第9条及び第10条」を「第11条まで」に改め、同条第3項中「活動服装とし」を「勤務先で業務に従事する服装の上に」に改め、同条第5項中「前各項」を「第1項、第2項及び第4項」に、「、別表第1の3及び別表第1の4」を「及び別表第1の3」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「合冬服」を「団員（機甲分団を除く。）の合冬服」に改め、同条第1号中「10月1日から翌年5月31日まで」を「11月1日から翌年4月30日まで」に改め、同条第2号中「6月1日から9月30日まで」を「5月1日から10月31日まで」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「（カラーガード隊員及び応急救護分団員を除く。）」を削り、同条第2項を削る。

第12条第2項中「により、常装又は活動服装によらないことが適当と認められるとき」を「から必要と認めるとき」に改める。

別表第1の1備考以外の部分中

夏 服 （ 長 そ で ）
夏 服 （ 半 そ で ）
活 動 服 （ 長 そ で ）
活 動 服 （ 半 そ で ）

を

」

夏 服 (長 袖)
夏 服 (半 袖)
活 動 服 (長 袖)
活 動 服 (半 袖)

に,

防寒衣 (ジャンパー型)					△	
--------------	--	--	--	--	---	--

防寒衣 (ジャンパー型)				△	△	△
--------------	--	--	--	---	---	---

活 動 靴			○	○
-------	--	--	---	---

活 動 靴			▲	▲
-------	--	--	---	---

短 靴	○	○	▲	▲	▲	▲
半 長 靴			○	○		

短 靴	○	○	○	○	▲	▲
-----	---	---	---	---	---	---

消 防 団 員 き 章	○		○			
か ば ん	○	○	○	○		

消 防 団 員 き 章	○		○			
-------------	---	--	---	--	--	--

同表備考5を削り，同備考6を同備考5とする。

別表第1の3を削る。

別表第1の4を別表第1の3とする。

別表第2の1備考以外の部分中

夏服（長そで）
夏服（半そで）
活動服（長そで）
活動服（半そで）
活動用下衣（長そで）
活動用下衣（半そで）

を

夏服（長袖）
夏服（半袖）
活動服（長袖）
活動服（半袖）
活動用下衣（長袖）
活動用下衣（半袖）

に、

ゴム長靴
半長靴

を

ゴム長靴

に、

消防団員き章
かばん

を

消防団員き章

に改め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第2の3を次のように改める。

機甲分団員用

品目	数量
機甲分団ベスト	1着

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)